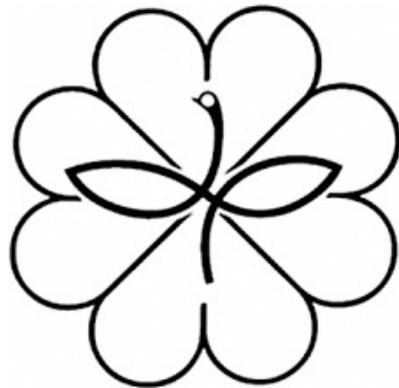


一隅を照らす

活動事例集

(第15集)



令和7年

富山市民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員信条

一、 わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。

一、 わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。

一、 わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。

一、 わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。

一、 わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。



児 童 憲 章

(昭和 26 年 5 月 5 日設定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

民生委員の歌

花咲く郷土

一、光もとめて 呼ぶ声に

愛の小鳩が 羽ばたくよ

憂い分けあう はらからに

伸ばす愛の手 この使命

担うわれらは 民生委員

三、晴れて明るい 空のもと

夢がみのるよ 微笑むよ

交わす誓いに 結ぶ手に

想え花咲く この郷土

築くわれらは 民生委員

二、すさぶ嵐の ただ中に

いつも消えない 灯が一つ

共に情の 手をとって

すすむ再起の この門出

照らすわれらは 民生委員



「一隅を照らす」第15集 発刊に寄せて

富山市民生委員児童委員協議会
会長 山村敏博

今日、私たちを取り巻く社会環境はますます多様化・複雑化し、地域で暮らす人々の生活課題も年々深刻さを増しています。少子高齢化、孤立・孤独、子育てや介護に関する悩み、経済的困窮など、多様な課題に対応することが求められる中で、私たち民生委員・児童委員の役割は、地域に根ざした身近な支援者として、より一層重要なものとなっています。

さらに昨年元日に発生した令和6年能登半島地震や、全国各地で頻発した豪雨災害など、自然災害が私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしました。被災地では今なお復旧・復興に向けた厳しい状況が続いており、今後ますます災害に備えた支援体制の強化が求められています。富山市民児協では、こうした災害に対する備えと地域支援力の把握を目的として、能登半島地震に関する地域での状況や活動についてのアンケート調査も実施しました。

こうした状況の中、各単位民児協においては「地域版活動強化方策」の策定が進められており、今後の活動の充実と実効性の向上に向けた具体的な取り組みが推進されています。また、この3年間にわたる各単位民児協の活動内容が本誌において発表されており、それぞれの地域の特色ある実践と工夫が数多く紹介されています。

本号『一隅を照らす』第15集には、委員の皆さまが地域に根差して取り組まれてきた日々の実践や、災害時支援、見守り活動、要配慮者への対応など、多岐にわたる貴重な経験が収録されています。これらの報告は、民生委員・児童委員の使命と責任の重さを改めて実感させるとともに、地域における信頼の絆を再確認させてくれるものです。

今後とも「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、地域とともに歩む民生委員・児童委員の活動が、より力強く展開されることを願っております。

本誌の発刊にあたり、原稿をご寄稿いただいた委員の皆さま、編集・制作に携わっていただいた関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。



「一隅を照らす」第15集 発刊に寄せて

富山市長 藤井 裕久

このたび、富山市民生委員児童委員協議会の皆様方の活動の軌跡や、貴重な体験記録である事例集、「一隅を照らす」第15集を発刊されますことは誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げます。

民生委員児童委員の皆様方におかれましては、日頃から、社会奉仕の精神のもと、訪問活動や援助活動を通して、地域福祉の推進に多大なるご尽力を賜り、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、引きこもりや孤独・孤立、8050問題といった、従来の相談体制では対応が困難な課題が生じてきております。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められております。

そのため、本市としましては、昨年3月に地域福祉計画を策定し、様々な福祉施策を総合的かつ計画的に展開しているところでありますが、「地域共生社会」の実現には、行政の取組だけでなく、住民や地域を構成する多様な主体の連携・協働が不可欠であります。

とりわけ、皆様方におかれましては、住民の多様な福祉ニーズを把握して、適切な支援につなげるという地域福祉の要であり、今後ますます重要な存在となってまいりますので、本事例集の発刊を契機に、さらに結束を強められ、豊かなご経験とご識見のもと、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、寄稿者の方々をはじめ、編集にあたられました役員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、富山市民生委員児童委員協議会の限りないご発展と、民生委員児童委員の皆様方のますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたします。

制度のあらまし

大正	6・5	岡山県で済世顧問が誕生
昭和	2・5	富山県方面委員制度発足
	・10	第1回全国大会（東京）
昭和	21・9	方面委員は民生委員と改称される
	・10	生活保護法施行（旧法）
	・11	第1回民生委員大会（京都）
昭和	22・12	児童福祉法公布
昭和	23・7	民生委員法交付
昭和	24・12	身体障害者福祉法公布
昭和	25・5	生活保護法制定
昭和	26・3	社会福祉事業法制定
	・10	民生委員信条制定
昭和	27・8	第7回全国大会（大津市）※1人1世帯更生運動決議
昭和	29・5	第9回全国大会（富山市）
昭和	30・8	世帯更生資金貸付制度発足
昭和	32・4	皇后陛下より御歌を賜る
	・5	40周年大会（東京）
昭和	33・3	互助共励事業開始
昭和	36・4	精神薄弱者福祉法施行 毎月の活動状況報告を提出
昭和	38・7	老人福祉法施行
昭和	39・7	母子及び寡婦福祉法施行
昭和	42・9	天皇陛下より御製を賜る
昭和	45・5	身体障害者対策基本法制定
昭和	52・5	60周年大会（大阪市）※毎年5月12日を民生委員の日と決定
昭和	60・4	富山県民生委員児童委員協議会発足
平成	元・12	高齢者保健福祉10か年計画策定（ゴールドプランと呼称）
平成	6・1	主任児童委員が設置される
	・12	新ゴールドプラン策定 エンゼルプラン策定
平成	7・1	阪神淡路大震災発生
	・12	障害者プラン ノーマライゼーション7か年戦略策定
平成	8・4	富山市が中核市に移行 ※民生委員が県から市へ変更
	・9	富山県福祉条例制定
平成	9・5	80周年大会（東京）
	・12	介護保険法制定
平成	10・3	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
	・7	民生委員法50周年
平成	11・12	ゴールドプラン21策定 新エンゼルプラン策定

平成	12	・	6	社会福祉法施行 民生委員法改正 県児童福祉法改正 児童虐待の防止等に関する法律施行
平成	14	・	8	ホームレスの自立支援に関する法律施行
		・	9	少子化対策プラスワン策定
平成	15	・	4	支援費制度施行
		・	5	個人情報保護法施行
平成	16	・	3	富山市地域福祉活動計画策定
平成	17	・	4	7市町村合併 新しい「富山市」発足
平成	18	・	4	富山市民児協7市町村合併 障害者自立支援法施行
		・	5	個人情報保護法の一部改正
平成	19	・	3	富山市地域福祉計画策定
		・	7	90周年大会（東京）
平成	22	・	3	富山市地域福祉活動計画策定
		・	6	障害者自立支援法廃止が決定 介護保険法改正
平成	25	・	4	障害者総合支援法施行
		・	10	地方分権改革一括法に伴う民生委員法の一部改正
平成	26	・	4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律施行
		・	7	生活保護法の一部改正
平成	27	・	3	富山市地域福祉活動計画策定
		・	4	個人情報保護法改正 子ども・子育て支援法施行 生活困窮者自立支援法施行 介護保険法の一部改正
		・	9	個人情報保護法改正
平成	28	・	3	社会福祉法の一部改正
		・	4	障害者差別解消法施行 社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進
		・	5	成年後見制度利用促進法施行
		・	6	富山市民生委員法定数条例改正
平成	29	・	4	社会福祉法改正
		・	5	民生委員100周年の日
平成	30	・	4	介護保険法改正 障害者総合支援法の一部改正 児童福祉法の一部改正
平成	31	・	3	富山市地域福祉計画策定
令和	元	・	6	児童福祉法改正
令和	2	・	3	富山市地域福祉活動計画策定
		・	6	社会福祉法の一部改正 介護保険法の一部改正

令和	3・4	社会福祉法の一部改正
令和	4・4	個人情報保護法改正
	・6	児童福祉法の一部改正
令和	5・4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正
令和	6・3	富山市地域福祉計画策定
	・4	障害者差別解消法の一部改正
		障害者総合支援法の一部改正
	・10	子ども・子育て支援法の一部改正
令和	7・3	富山市地域福祉活動計画策定
	・4	生活困窮者自立支援法の一部改正
		生活保護法の一部改正
		社会福祉法の一部改正
		子ども・子育て支援法の一部改正
	・10	児童福祉法の一部改正

「一隅を照らす」

伝教大師最澄のお言葉。

どんな小さなことでも誠心誠意尽くして、目立たずとも世の中に貢献している人を意味する。

民生委員児童委員も一人ひとりがその担当地域のために「一隅を照らす」存在として住民の期待に添えるよう、心を新たに手を取り合って奉仕の道を歩み続けることを願って昭和58年11年に第1集を刊行し、以後改選時に毎回この活動事例集を刊行しています。

◆ 校下・地区民生委員児童委員協議会 実践活動事例

富山市全ブロック共通の『活動強化方策地域版 2026～2028』

- 1. 高齢者・要支援者への支援強化**
訪問・見守り・安否確認・転倒予防・カード登録などで孤立を防止
- 2. 防災対応力の向上**
避難支援・ハザードマップ・訓練・マニュアル整備で災害時の備えを強化
- 3. 委員制度の継続と育成**
定例会・研修・若手育成・相談体制で活動の安定と継承を促進
- 4. 地域交流と居場所づくり**
サロン・カフェ・食堂・ふれあいイベントで多世代の絆を育む
- 5. 地域団体との連携強化**
社協・自治振興会・学校・包括支援センターとの協働で支援の幅を拡充
- 6. 情報共有と広報活動**
SNS・チラシ・回覧板・活動報告で制度理解と参加促進を図る
- 7. 支援ネットワークの整備**
台帳・住民支えマップ・早期発見・相談体制で迅速な対応を実現
- 8. 共生社会の実現**
優しさ・支え合い・多世代交流・地域行事で安心・安全な地域づくりを推進
- 9. 委員のやりがい支援**
情報共有・助言体制・モチベーション維持で継続性を高める
- 10. 地域課題の把握と対応**
住民の声を集め、課題を明確化し、具体策を継続的に実施する仕組みづくり

目次

◆ 校下・地区民生委員児童委員協議会実践活動事例

中地区ブロック P 1

総曲輪・愛宕・安野屋・八人町・五番町・柳町・清水町・星井町・西田地方

東地区ブロック P 28

東部・広田・新庄・新庄北・藤ノ木・水橋中部・水橋西部・水橋東部・三郷・上条

西地区ブロック P 56

桜谷・五福・神明・四方・八幡・草島・倉垣・呉羽・長岡・寒江・古沢・老田・池多

南地区ブロック P 94

堀川・堀川南・光陽・山室・山室中部・太田・蜷川・新保・熊野・月岡

北地区ブロック P123

奥田・奥田北・岩瀬・萩浦・大広田・浜黒崎・針原・豊田

富山市新川地区ブロック P148

大沢野・大久保・船峠・下夕・小羽・大山・上滝・大庄・福沢・細入

婦負地区ブロック P176

八尾・保内・杉原・八尾南・速星・鶴坂・朝日・宮野・古里・音川・神保・山田